

公務員制度改革

全体像を推進本部決定 4/5

— 公務労協、法案策定・提出に向けて真摯で誠実な交渉を求める —

国家公務員制度改革推進本部は、4月5日の会議で「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』について」を決定しました。これを受けて公務労協は、政府から説明を受けるべく同日午前交渉を行いました。交渉には、公務労協から、吉澤事務局長をはじめ各構成組織書記長らが出席し、政府からは公務の関係で出席できなかった中野公務員制度改革担当大臣に代わり園田政務官が対応しました。（国交職組は加藤委員長が出席しました。）

今号ではその概要とやりとりを紹介します。（詳細は、推進本部HPを参照下さい。）

国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」（概要）

1

I 改革の方針

○ 時代の変化に対応して、国民のニーズに合致した、効率的で質の高い行政サービスを実現し、縦割り行政や天下りの弊害を除去するとともに、公務員がやりがいを持って十分に能力を発揮できる環境をつくるため、公務員制度の全般的かつ抜本的な改革を推進

⇒ ①自律的労使関係制度の措置、②幹部職員人事の一元管理、③退職管理の一層の適正化、④その他の人事制度の改革

II 改革の具体的措置

1 自律的労使関係制度の措置

- ① 非現業国家公務員に協約締結権を付与することとし、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、中央労働委員会によるあっせん、調停、仲裁の手続等を規定
- ② 国家公務員の制度に関する事務その他の人事行政に関する事務等を担う公務員庁（仮称）を設置
- ③ 人勤制度及び人事院を廃止し、人事行政の公正の確保等の事務を担う第三者機関として人事公正委員会（仮称）を設置
 - 国家公務員の争議権については、新制度の下での団体交渉の実情や、制度運用に関する国民の理解の状況を踏まえ、検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる
 - 地方公務員の労働基本権の在り方については、地方公務員制度としての特性等を踏まえ、関係者の意見も聴取しつつ、国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性をもって、速やかに検討

2 採用から幹部までの各段階に 応じた人事制度の改革

- (1) 幹部職員
 - ・ 幹部職員人事の一元管理（適格性審査、幹部候補者名簿作成、任免協議等）
 - ・ 内閣人事局の設置
- (2) 管理職員
 - ・ 任用に関する指針、府省横断的な配置換えに係る調整等
- (3) 幹部候補育成課程
 - ・ 管理職員にふさわしい職員を総合的・計画的に育成
- (4) 新たな採用試験制度
 - ・ 平成24年度から新たな試験を実施（総合職試験、一般職試験、専門職試験、経験者採用試験）
- (5) 人事に関する情報の管理

3 新たな人事評価制度の導入と的確な実施

- ・ 信賞必罰の処遇の基盤となる新たな人事評価制度を平成21年度から導入（引き続き速に実施）

4 多様かつ優秀な人材の費用節

- (1) 多様かつ優秀な人材を確保するための環境整備
- (2) 業務の簡素化等
- (3) 定年まで勤務できる環境の整備、雇用と年金の接続

5 退職管理の一層の適正化

- (1) 再就職等規制に係る監視機能の強化
- (2) 再就職等監視・適正化委員会の設置
- (3) 官民人材交流センターの廃止

6 官民人材交流の推進

- ・ 交流対象法人の拡大、手続の簡素化、透明性の向上

7 基本法に基づくその他の措置

- (1) 国家戦略スタッフ・政務スタッフ
- (2) 政官接触に関する記録の作成、保存等
- (3) 懲戒処分適正かつ厳格な実施 (4) 求償権の適正かつ厳格な行使

III 今後の改革の進め方

○ 基本法等に基づく法制上の措置を講ずるため、以下の4法案（名称はすべて仮称）を今通常国会に提出

①国家公務員法等の一部を改正する法律案、②国家公務員の労働関係に関する法律案、③公務員庁設置法案、④国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

○ 自律的労使関係制度の措置等に伴い、新たな人事行政関係機関を整備（一定の準備期間を設け、平成24年度に移行）

⇒ 内閣人事局、公務員庁（仮称）、人事公正委員会（仮称）、再就職等監視・適正化委員会の設置（以上新設、このほか、中央労働委員会への機能通知等所要の措置）

■園田政務官「速やかに国会提出していく決意、協力をお願いしたい。」

園田政務官は全体像の推進本部決定について以下のように説明しました。

- (1) 本日の本部会議には全閣僚が参集し、配付した「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』について」（別紙参照）が決定された。内容は、この間、国家公務員

つながろうNIPPON
がんばろう！東北
被災者支援と復旧・復興に全力

- 制度改革推進本部事務局から説明し、公務労協と意見交換を重ねてきたところである。
- (2) 会議の中で、中野公務員制度改革担当大臣から「法制上の措置が必要なものについては、関係大臣とも連携し、精力的に法案化作業を進め、できる限り速やかに国会に提出してまいりたい」との決意が示された。
 - (3) 片山総務大臣からは「地方公務員の労働基本権の在り方については、地方公務員制度を所管する総務省が中心となって検討を進めてまいりたい」旨表明された。
 - (4) また、江利川人事院総裁から「今後進められる改正法案の作成作業においては、公正で実効性の高い制度の実現が図られるよう、人事行政の専門機関として必要な提言を行うなど協力をしてまいりたい」との発言がなされた。
 - (5) 最後に菅総理大臣から「この全体像に沿って、引き続き中野大臣を中心に、関連法案の提出に向けて鋭意作業を進めていただきたい」「地方公務員の労働基本権の在り方については、片山総務大臣が中心となって検討を進めていただきたい」旨の指示があった。
 - (6) 担当政務三役としては、総理の指示を踏まえ、「全体像」に基づいて精力的に法案の策定作業を進め、できる限り速やかに法案を国会に提出していく決意であり、引き続き皆さんのご協力をお願いしたい。

■吉澤事務局長「本日がスタートライン。今後は法案内容、真摯かつ誠実な対応を」

吉澤事務局長は、関連法案の策定・提出に向けて、以下のとおり求めました。

- (1) 先月の「政府・連合トップ会談」で古賀連合会長から菅総理大臣に直接要請した①国家公務員の争議権、②消防職員・刑事施設職員の団結権等、③地方公務員の労働基本権、④在籍専従制度の取扱いをはじめ、⑤給与法等の法律事項と政令事項の振り分け、⑥実施時期の課題について、公務労協や連合との合意を踏まえて関係法案を提出するということについては、すでに承知いただいていることであり、そのことを十分に踏まえた上で、本日をスタートラインとして今後は法案内容について議論していくことになるので、引き続き真摯かつ誠実な対応をお願いしたい。
- (2) 人件費削減問題については、震災復興に向けた第2次補正予算との関わりも取りざたされており、真摯に向き合わなければならないと考えているが、片山総務大臣が3月29日の総務委員会で述べているように、今次の震災を経ても11月1日の人勤の取扱い方針の閣議決定に基づき、自律的労使関係制度を措置するための法案提出が前提となるということは間違いのないことであり、法案の提出に向け最大限の努力をお願いしたい。また、法案を国会に提出する前には直接大臣から誠実な回答をいただくことを約束していただきたい。

■園田政務官「これまでの経過を踏まえ真摯に対応していく」

吉澤事務局長の要請に対し園田政務官は、以下のとおり回答しました。

- (1) 公務員制度改革関連法案に関わっては、これまでの経過等も踏まえ、公務労協と十分な議論、意思疎通を重ねつつ、しっかり真摯に対応していきたいと考えている。
- (2) 震災の関係で遅くなっているが、できる限り早期に法案を国会に提出できるよう、事務方も含めて全力を挙げて取り組んでいきたい。
- (3) 地方公務員制度に関わっては、要請の趣旨をしっかりと総務省の担当政務三役にもお伝えしたい。
- (4) 政府としても全力を挙げて取り組んでいくので、今後も皆さんのご理解とご協力をお願いしたい。また、法案を国会に提出する際には、大臣から回答することについて、大臣自身、そのように受け止めている。

自律的労使関係制度確立に向けた公務員制度改革の推進を

国交職組 中央執行委員長 加藤 順一

「全体像」は、今後の法案策定作業の基本。戦後65年余、基本権を制限してきた公務職場の労働法制を大きく転換する内容であり、自律的労使関係制度確立のために「いま」すすめるべきではない。ところが、全建労はこの改革に反対している。「人勤体制打破」を声高に主張し続けてきた全建労のご都合主義は国民の信頼を損なう原因。ご注意を。

東北の現状について、東北地本黒坂書記長から報告がありましたので紹介させていただきます。(報告時点は2011.4.2)

みんな前を向いて歩き出しています

組合員のフォローのため何ができるか

東北地本書記長 黒坂宏紀

妻と子供を角館(秋田県)の妻の実家に帰し、独身生活も2週間経過しました。仙台市内(旧市街地)は交通機関もだんだん復旧し、国分町の店も開きはじめました。

さて、3月23日から27日の間、名取市役所災害対策本部に派遣されましたので、最初にその紹介をしたいと思います。以下の記述は派遣時点当時の内容です。

名取市災対室に詰めている国交省の職員は、リエゾン(災害対策情報連絡員)が四国地整から4名と、名取市・岩沼市排水ポンプ車管理班に班長1名(本局課長補佐クラス技官)、補佐役(本局係長クラス技官)に加えて、安全連絡員として事務系職員が常時2名災対室におります。

私は、安全連絡員として2交代勤務に出勤しました。主な業務は、当時最大25台あった排水ポンプ車の配置リストの作成・更新、津波発生時の連絡網の確立と本局災対本部への状況報告等です。1日のうちに常に変更される内容を最新の状況を保つように、関係の資料を更新していきます。そして、担当している時間帯の起こった連絡、苦情等を含めた様々な出来事は、時系列にメモを作成します。朝晩の名取市対策本部会議の内容もメモに加えます。また、私が行っていた頃は、夜間パトロールも行っていました。

人選ですが、安全連絡員は太白区郡山住宅からと岩沼市在住の職員から選ばれています。基本的に名取市通勤に近い人(交通機関も正常ではないため、バスも鉄道も難しい)という事です。だいたい郡山住宅から自転車で30分程度です。

リエゾンは東北太平洋沿岸の多くの市町に全国の地方整備局から派遣されています。九州の川内川の副所長もいらしてたようです。遠いところからありがとうございます。

4月人事の内示後の災害発生だったこともあり、その内示でいいのか?と一度考える必要があると思っています。被災地の事務所への内示をされていた人。福島第一原発方面への内示をされている人。地震以降家族が現在離れて生活している人。本人も家族もみんな事情・状況が大きく変わっています。復興に向けた組織をどう構築するのか、働く職員の心身のケアをどのように行っていくのか。これからの課題は多岐にわたり、多くて、重いものばかりです。改めて個々に面談を行い、東北地方の復興のために、よりよい組織づくりを行って欲しいと思っています。

2週間前に秋田に家族を連れて行って、1週間ぶりの風呂に娘と入りました。体を洗ってあげているときに、涙がぼろぼろ流れてきました。最近加齢のせいかな、涙もろくなりました。被災地の涙の映像には、いまだにもらい泣きをすることがあります。

東北の組合員の中には、実家を失った人、親を亡くされた人、親戚を亡くされた人、官舎や自宅が床上浸水した人、車が流された人、いろいろな人がいます。こういった組合員に対し、どういったことができるかを考えています。みんなもう前を向いて歩き出しています。辛い思いをしていますが、みんな元気に話してくれます。組合員みんなでフォローしていきたいと考えています。

いろいろ書きましたが、東北地本一丸となって対応していきます。被災状況が確定するのもいましばらく時間を要するようですが、全国の仲間の皆さんからの励ましに元気をいただいています。全国の国交職組の仲間の皆さんに、復旧・復興に向けてがんばる決意と支援に対する感謝をよろしくお伝え下さい。

連合ボランティアに参加しました

お疲れ様です。東北地本・木付です。(木付さんは中央本部書記長)

3月11日(金)に発生した、東日本大震災について、急遽、岩手県沿岸での連合ボランティアに参加してきたので、報告します。

連合のボランティアは、原則1週間単位で参加を受け付けていますが、岩手県宮古市周辺のボランティアが足りないので(3月31日現在)、短期間のボランティアでも構わないという情報が入ったため、4月2日~3日の2日間活動しました。

宮古市では仕事上4年間生活し、周辺地区もよくドライブしていましたが、行きつけだった飲み屋も半壊・全壊状態でした。特に宮古市北部の田老地区の被害は甚大で、ほとんどの家屋が粉砕され、ただ更地に木くずが積み重なっているような状況で、全く見知らぬ場所のようになっていました。

連合ボランティアは、4月1日から現地で作業しており、宮古地区では、連合岩手が調整して、UIゼンセン同盟と、JR総連のメンバーが活動していました。UIゼンセン同盟からは、多くの組合員やご家族が亡くなられた中で、また、JR総連からは、列車の運行のための安全点検等、業務多忙の中で参加されており、連帯のありがたさを感じました。

宮古市周辺での活動は、3班に分かれて、家屋からの家具搬出、家屋や畑からの瓦礫撤去、被災された方からのニーズの聞き取り等をしており、私は、岩泉町での瓦礫撤去とニーズ聞き取りを1日ずつ行いました。

災害時のボランティアは初めてでしたが、地元の方とも連携して作業すると、瓦礫撤去もどんどん進み、少しは役に立ったかもしれないという気持ちになりました。一方で、被災された方からの聞き取りでは、「瓦礫撤去といっても、きれいに流されて、瓦礫も残っていない」、「生き残らなければ良かった」という話もあり、ボランティア活動のできることの限界も感じました。

とはいえ、大きな被害を受けた地区でも、今後、ボランティアが入れる状態になっていきますし、被災地支援の活動が長期に渡って必要なのも確実です。今後も機会をとらえて少しでも活動に参加できるようにしたいと考えています。

以上、報告します。

■ 救援カンパは500円/人以上で、取組期間4月20日まで。

国交職組は、当面の取り組みとして、被災者救援カンパを取り組んでいます。

この取り組みは、連合・国公連合の取り組みに連動して展開しているもので、組合員被災者の救援を含む「緊急支援カンパ」ということで、4月20日を期限としています。

原則、各地本毎に集約して、国交職組指定の下記口座へ納付下さい。

あなたの暖かい支援をよろしくお願いします。

みずほ銀行 芝支店 口座番号 普通 No.3510201

口座名義 国交職組愛のカンパ箱 代表 加藤順一

編集後記

■ 避難生活の長期化は、確実に心と身体の健康を蝕んでいる。全国各地から、世界各国から暖かい支援の手が差し伸べられているが、必要な場所に必要な支援を確実に届けるためには、しっかりした旗振り役が不可欠だ。自治体機能も壊滅状態の中で、被災された国民各位が理性をもって、また、雄々しく対応している報道に胸が熱くなる。

今回も合言葉を繰り返す。「つながろうNIPPON」「がんばろう！東北」

(J)



